

山梨県公報

第千五百四十七号

平成十七年

二月十七日

木曜日

目次

結核予防法に基づく医療機関の指定	六七
保安林の指定の解除の予定	六七
道路の区域変更(六件)	六七
建築基準法に基づく道路位置指定(二件)	六九
県営土地改良事業計画の変更	六九
公告	
国土調査の成果の認証	七〇
換地処分の届出(二件)	七〇
正誤	
平成十六年十一月二十九日付け第千五百二十八号中	七〇

告示

山梨県告示第六十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年二月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地
境川診療所	笛吹市境川町石橋二千二百七番地一

山梨県告示第六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十七年二月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 解除に係る保安林の所在場所
北杜市白州町白須字竹花六八四〇の二・六八四三の一・六八四三の二・六八四三の五(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、六八四〇の三
 - 保安林として指定された目的
水害の防備
 - 解除の理由
農道用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年三月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 葎崎櫛形豊富線
- 道路の区域

区間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南アルプス市大字曲輪田新田字宿東二三五番地先から 南アルプス市大字曲輪田新田字宿東二三五番地先まで	八・一	七・五	一〇・八	五四・〇
	〇・八	一一・五		

山梨県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年三月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 葦崎櫛形豊富線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
南アルプス市大字曲輪田字境堀一三二番の 一 地先から 南アルプス市大字桃園字高尾九三番の三 地先まで	九・〇	七・五	二四一・〇
	六九・〇	二四・五	

山梨県告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年三月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 桃園市之瀬線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
南アルプス市大字桃園字高尾四九番の四 地	一〇・〇	一〇・〇	二二八・五

先から
南アルプス市大字桃園字高尾三三番の二
地先まで

新	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
八四・〇	七・五	二〇・五	二二八・五

山梨県告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年三月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 葦崎昇仙峡線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
甲斐市大字神戸字門ノ坂四八番の一 地先から 甲斐市大字上福沢字向田六二八番の一 地先まで	五・五	八・〇	四三五・〇
	一五・六	三四・八	

山梨県告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十七年三月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道

- 二 路 線 名 四一三号
- 三 道路の区域

区 間		旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
新	旧			
一一・三 四四・八	七・〇 一五・四			
七四〇・〇	七四〇・〇			

山梨県告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十七年三月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 高畑谷村停車場線
- 三 道路の区域

区 間		旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
新	旧			
一六・五 一〇九・八	一四・三 八七・三			
一七二・五	一七二・五			

山梨県告示第七十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年二月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の位置 笛吹市石和町河内字宮窪五一一番三及び五一二番九
- 二 道路の幅員 五・〇メートル
- 三 道路の延長 三〇・四七メートル

山梨県告示第七十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年二月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の位置 北都留郡上野原町上野原字エビ沢三六七番四
- 二 道路の幅員 最大八・〇五メートル 最小四・〇五メートル
- 三 道路の延長 三一・八六メートル

山梨県告示第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（緊急畑地帯総合整備事業下栗原地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

- 平成十七年二月十七日
- 縦覧書類
変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成十七年二月十八日から同年三月十七日まで
- 縦覧場所
山梨市役所
- 異議申立期間
平成十七年三月十八日から同年四月一日まで

公 告

- 国土調査の成果の認証
国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成十七年二月十七日
- 一 調査を行った者の名称
山梨県知事 山 本 栄 彦
牧丘町
- 二 調査を行った時期
平成五年十一月一日から平成六年三月十四日まで
平成十二年七月三日から平成十三年三月九日まで
- 三 成果の名称
地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域
牧丘町大字倉科及び西保下の一部地区
- 五 認証年月日
平成十七年二月三日

● 換地処分の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、大和村長から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年二月十七日

一 地区名
丸林東地区

二 換地処分をした年月日
平成十七年二月八日

三 換地処分をした土地の権利者数
七人

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 換地処分の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、大和村長から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年二月十七日

一 地区名
丸林西地区

二 換地処分をした年月日
平成十七年二月八日

三 換地処分をした土地の権利者数
六人

山梨県知事 山 本 栄 彦

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十六年十一月二十九日山梨県告示第五百五十一号（保安林の指定の解除の予
定）

七六二上十

道路用地

農道用地

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番